

指定管理者制度導入施設評価票

評価対象年度	令和4年度		
施設名	秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区下水道施設	設置年	昭和 57 年
所在地	秋田市向浜2丁目3-1		
指定管理者	東北環境管理株式会社		
県所管課	下水道マネジメント推進 課	流域設備 チーム	

1 施設の概要

設置目的	秋田湾・雄物川流域下水道臨海処理区は、秋田市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村において、都市の健全な発達と生活環境の改善を図り、公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資することを目的としている。					
県の施策上の施設の位置付け	<p>新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における、当該施設の位置付け・目標</p> <p>新秋田元気創造プラン 第5章/基本政策2「生活環境」/目指す姿3「安らげる生活基盤の創出」/施策の方向性②「良好な生活排水処理基盤の整備」、将来にわたって良好な生活排水処理基盤を維持できるよう効率的な施設管理等を進める。</p> <p>新秋田元気創造プランや各分野の個別計画等における目標を達成するための取組として、当該施設に求められているもの</p> <p>公共用水域の水質保全の継続。</p>					
施設の面積	秋田臨海処理センター 敷地面積：44.4ha					
主な設置施設	秋田臨海処理センター、汚泥焼却施設、飯島中継ポンプ場ほかポンプ場27箇所、臨海処理区幹線管渠 路線延長127km					
指定管理業務の内容	料金制	有（利用料金併用制 ・ 完全利用料金制）（無）（指定管理料制）				
	料金設定					
	サウンディング実施対象施設※	○	←○、×を記入			
	指定期間	R4.4.1	～	R7.3.31		
	営業期間・時間	通年				
	処理場施設の運転管理、水質検査業務、産業廃棄物処分の実務及び確認等、点検業務（日常・定期）、処理場、ポンプ場等の小規模修繕、施設内の設備保安警備、処理場の見学者案内、その他					
自主事業の内容	なし					
直近3年の年間利用者数	R 2	人	R 3	人	R 4	人
直近3年の年間料金収入	R 2	千円	R 3	千円	R 4	千円
直近5年の収支決算（単位：千円）	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4	
収入計	1,011,393	1,013,904	1,103,186	1,172,590	1,354,734	
利用料収入						
指定管理料	1,011,393	1,013,904	1,103,186	1,172,590	1,354,734	
その他収入						
支出計	1,010,667	1,013,904	1,103,186	1,164,201	1,354,764	
人件費	316,236	322,821	328,928	335,279	374,635	
人件費以外	694,431	691,083	774,258	828,922	980,129	
差引	726	0	0	8,389	▲ 30	

※単年度維持管理・運営費が1億円以上の公募施設について、民間事業者の意見を参考に運営手法や公募要件を検討するため、指定期間終了の2～3年前にサウンディング（官民対話）を実施する。

2 観点ごとの評価

(観点Ⅰ) 施設の設置目的(施設の目指す姿)の達成に関する取組

【ポイント】

施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための取組がなされ、その効果があったか。

○指定期間における運営方針・施設の利用目標

※協定書に記載した運営方針・施設の利用目標を記載
(R6年度以降に指定管理を開始・更新する施設から基本協定書に定めることとなっているため、それまでは記載不要)

○目標の設定(毎年度、県と指定管理者が協議の上、業務計画書に定める目標)

令和4年度の目標	放流水の水質目標基準の達成
----------	---------------

○指定管理者による実績報告

直近3年の実績	年度	R元年度	R2年度	R3年度
	目標	全月において達成	全月において達成	全月において達成
	実績	全月において達成	全月において達成	全月において達成
	達成率	100.0%	100.0%	100.0%
令和4年度の実績	実績	全月において達成	達成率	100.0%
	具体的な取組とその効果	施設各工程の運転指標を適切に管理し、経済的・安定的な施設の運用に努めました。		
令和5年度の目標(設定根拠)	目標	放流水の水質目標基準の達成		
	設定根拠	指定管理者業務仕様書に定める水質目標基準値		

※指標が複数ある場合は欄を適宜追加すること。

(観点Ⅰ) の評価

評価欄	評価者	評価	コメント
	指定管理者	A	水質目標基準値を全月において達成しています。
	県(所管課)	A	放流水の水質目標基準の全ての項目、全月において達成しており、評価できる。

【評価基準】次の基準により評価。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

また、施設の設置目的(施設の目指す姿)を達成するための、指定期間における運営方針・施設の利用目標について、指定期間開始年度から評価対象年度までの達成状況をコメント欄に記載すること。

A: 目標達成(数値目標の場合は100%以上)

B: A及びC以外

C: 目標達成に向けて改善が必要(数値目標の場合は80%未満)

(観点Ⅱ) 施設の有効性（利用者の満足度）の向上に関する取組

【ポイント】

サービスの質を維持・向上するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

利用者満足度の状況 (直近3年)	R元年度	R2年度	R3年度	
	100.0%	100.0%	100.0%	
令和4年度の実績	実績	100%		
	具体的な取組とその効果	・臨海処理区の関連市町村にアンケート調査を行い、可能な限り敏速な対応に取り組みました。 ・小学生の見学者用には漢字にルビを振り、写真・図等を使い誰が見ても分かりやすいパンフレットを作成し、ホームページに掲載して、施設をPRしました。		

(観点Ⅱ) の評価

評価者	評価	コメント
県（所管課）	A	不満を感じている利用者はおらず、良好なサービスを行っていることがアンケート調査結果で確認できる。また、見学者に理解しやすいパンフレットを作成したり、ホームページを充実させて施設のPRに努めていることは評価できる。

【評価基準】次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：満足度80%以上 B：A及びC以外 C：満足度60%未満

(観点Ⅲ) 効率性の向上等に関する取組

(1) 経費の低減

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	経費の低減実績	総精算では経費は前年比で16.4%増となり、電気料金・燃料費の高騰で削減とはなりませんでしたが、水処理に係る電力使用量原単位（流入量1m ³ 当たりの電力使用量）では5.3%の削減に努めました。
	具体的な取組とその効果	ポンプ効率を向上させるため、可能な限りの高水位運転を行うと共に省エネ機器の積極的な運用に努めました。また、処理場では流入水に合わせた使用池数の増減などを行い使用電力量の削減に努めました。

※費用の総額では効果が計れない場合は、例えば利用者1人当たりの単価を算出する方法等も考えられる。

(2) 収入の増加 ※指定管理料制施設を除く

【ポイント】

収入を増加するための具体的な取組がなされ、その効果があったか。

○指定管理者による実績報告

令和4年度の実績	収入の増加実績	—
	具体的な取組とその効果	—

(観点Ⅲ) の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	経費の低減については前年比で5%以上の改善はありませんでしたが、水処理施設の節電に取り組み、電力使用量原単位では前年より5.3%改善しました。
	県 (所管課)	A	令和4年度は電気料金・燃料費の高騰、特に電気料金の燃料調整費・再エネ賦課金の値上がりが大きかった。この部分は指定管理者の努力ではどうにもならないため、水処理施設の節電に取り組み、電力使用量原単位では5.3%削減させたことは評価ができる。

【評価基準】 次の基準により評価を行う。基準によらず各区分に相当すると認められる場合は、コメント欄に理由を付すこと。

A：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上改善

B：A、C以外

C：(1) 経費の低減、(2) 収入の増加とも前年比で5%以上悪化

(観点Ⅳ) 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取組

【ポイント】

施設の管理運営（指定管理業務）の適切な実施に向けた具体的な取組がなされ、その効果があったか

○指定管理者による実績報告

令和4年度 の実績	<ul style="list-style-type: none"> ○人員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・業務の履行にあたっては必要な有資格者を配置しました。 ・年間の業務計画により、施設・設備等の日常保守管理、定期管理を行い、適切な施設管理を実施しました。 ○職員の資質向上・安全衛生管理 <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に安全教育を行い、他機関実施の各種講習会には積極的に参加し、資格取得には費用助成しました。 ・健康診断受診、破傷風予防接種、特殊健康診断受診の費用助成をして、福利厚生の実を充実させました。 ○地域との連帯 <ul style="list-style-type: none"> 見学者対応など安全に十分配慮しわかりやすくパンフレット等を作成し説明及び見学案内を行いました。 ○安全対策 <ul style="list-style-type: none"> 各機器の定期巡視点検を行い機能停止等又は事故のないように修繕を行いました。 ○危機管理等 <ul style="list-style-type: none"> ・異常時に備え施設の運転マニュアル等を作成し緊急時の連絡体制を整備しました。 ・個人情報の管理は、個人情報保護方針に基づき各担当部署の責任者のもと適切に対応し、従業員に周知徹底しました。
--------------	---

(観点Ⅳ) の評価

	評価者	評価	コメント
評価欄	指定管理者	A	実績報告に記載のとおり、施設の管理運営等、指定管理業務は適正に行い、臨海処理区下水道施設及び下水道汚泥焼却施設は安定した処理を実施しました。
	県 (所管課)	A	業務の遂行に必要な有資格者を配置し、年間業務計画により、施設の運転管理業務や点検・整備業務の実施、付帯業務で建築物などの美観を損なわないようにするなど、適切な施設管理を実施している。 また、施設の機能停止がないように緊急度の高い機器を優先して小規模修繕を行っていることも評価できる。

【評価基準】 A：順調（改善点なし）、B：概ね順調（重大な問題点なし）、C：改善が必要（重大な問題点あり）

県（所管課）の評価においては、モニタリング結果を踏まえて評価を行う。

【県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方】

※全施設記載

<p>○県の施策の達成状況 (施設を運営することで、県の施策がどの程度達成されたか等) 放流水質の水質目標基準 (PH値 5.8~8.6、SS 30mg/1以下、BOD 12mg/1以下、COD 24mg/1以下、大腸菌群数 2,400個/ml) を全項目、全月において達成しており、良好な生活排水処理で公衆衛生の向上に貢献し、公共用水域の水質保全に資するところが大きい。 ※目標基準は、法定放流水質の水質基準値より厳しい基準としている。</p>
<p>○施設運営の課題 ・生活排水処理施設の集約・再編や汚泥処理の広域化・共同化の推進</p>
<p>○今後の方向性 (県の施策の達成状況や課題を踏まえて、今後所管課としてどのように対応していくか等) ○秋田県生活排水処理構想：県内全域を対象に、汚泥処理に係る効率的で適正な整備を進めるための計画 ・下水道整備率はR7末で96% (R3末:94.9%) ・生活排水処理における目標普及率はR7末で91%、R17末で95% (R3末:88.9%) ・処理場数をR17末で140箇所 (H27末:243箇所)</p>

【外部有識者委員会による評価（提言）】

※外部有識者委員会の評価対象となる約20施設について記載

評価（提言）
<p>○施設の管理運営状況について (（観点Ⅰ）～（観点Ⅳ）に対するコメントを記載)</p>
<p>○県の施策達成に向けた施設運営について (県の施策達成に向けた県所管課の施設運営に対する考え方を踏まえてコメントを記載)</p>

【外部有識者委員会による評価（提言）を踏まえた今後の対応方針】

今後の対応方針
<p>指定管理者 (施設の管理運営等について今後の対応方針を記載)</p>
<p>県所管課 (県の施策達成に向けた施設運営等について今後の対応方針を記載)</p>